

レンタル収納スペース賃貸借契約書

掃除屋クリーンカンパニー代表川口梓（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が所有する下記レンタル収納スペース（以下「本件レンタル収納スペース」という。）について、賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本件レンタル収納スペースの表示）

所在地：長崎市石神町12-28マルワビル1F

物件名称：レンタル収納おしれまーと

レンタル収納スペース番号：

第1条（目的）

甲は、乙に対し、以下の約定に従い、動産の収納スペースとして利用することを目的として本件レンタル収納スペースを賃貸し、乙はこれ賃借する。

第2条（賃貸借期間）

1 本契約の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの6ヶ月間とする。
2 第1項の契約期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかから契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、契約期間満了の翌日から更に6ヶ月間、同一の条件をもって本契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

第3条（賃料）

1 本件レンタル収納スペースの賃料は、月額 円（税込）とする。
2 乙は、甲に対して、毎月 月末までに、翌月分の賃料を、甲の次の金融機関口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（振込先）

親和銀行 時津支店

普通預金 【口座番号】 3118554

口座名義人：カワグチ アズサ

第4条（保証金）

1 乙は、甲に対し、本契約より生ずる一切の債務の担保として、保証金 0 円を預託する。
2 甲は、乙に賃料その他本契約に基づく債務の不履行又は損害賠償債務がある場合には、第1項の保証金をこれに充当することができる。
3 前項の規定により保証金を乙の債務に充当した場合には、乙は、甲に対し、速やかに保証金不足額を追加して預託しなければならない。
4 乙は、本件レンタル収納スペースを明け渡すまでの間、第1項の保証金と賃料その他本契約に基づく債務又は損害賠償債務との相殺を主張することができない。
5 甲は、乙に対し、本件レンタル収納スペースの明渡しがあった後 14日以内に、第1項の保証金から賃料、損害賠償金その他本契約より生ずる一切の債務を差し引いた残額を返還する。
6 乙は、保証金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。

第5条（維持管理）

1 乙は、本件レンタル収納スペースを善良なる管理者としての注意をもって管理し、使用しなければならない。
2 甲は、乙が本件レンタル収納スペースに収納した物品に対し管理責任を負わず、収納品について羅災、盗難、汚損、品質低下、カビ等の損害が発生しても、甲は乙に対して一切の責任を負わない。
3 乙は、本件レンタル収納スペースに修繕を必要とする損傷又は不具合を発見した場合には、直ちに甲に通知するとともに、別表において乙の修繕部分と定められた部分については、その負担において、直ちに修繕を行わなければならない。
4 甲又は甲の代理人は、本件レンタル収納スペースの保全、衛生、防犯、防災その他維持管理上必要がある場合には、乙の承諾なしに本件レンタル収納スペースに立ち入り、点検を行い、適宜の措置を講ずることができる。
5 甲又は甲の代理人が前項の点検等を行う場合には、事前に乙に通知するものとする。ただし、緊急の場合であって乙に対して事前に通知することができない場合は、乙に事前に通知することなく立ち入ることができる。
この場合、甲は、乙に対し、事後速やかに点検等のため本件レンタル収納スペースに立ち入った旨通知するものとする。

第6条（反社会的勢力の排除）

1 乙は、甲に対し、自らが、次の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを表明し、これを保証するとともに、将来にわたって反社会的勢力とならないことを確約する。
（1）暴力団
（2）暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）
（3）暴力団準構成員
（4）暴力団関係企業
（5）総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
（6）その他前各号に準ずる者
2 乙は、甲に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
（5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する行為
（6）反社会的勢力を不当に利用する行為
（7）反社会的勢力を自らの運営、経営に関与させる行為
（8）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持つ行為
（9）その他前各号に準ずる行為

第7条(禁止事項)

乙は、本件レンタル収納スペースを利用するに当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、本件レンタル収納スペースを第三者に転貸し、又は本契約に基づく賃借権を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 乙は、本件レンタル収納スペースに、以下の物品等を収納してはならない。
 - ア 現金、有価証券、通帳、印章、宝石・貴金属類、金庫、骨董品、美術品等の金銭に関わる物
 - イ 自動二輪車、ヨットを含む船舶など原動機付きの物
 - ウ 揮発性、発火性を有するもの(ガソリン、シンナー、石油等)その他危険物、変質又は臭いを発する又はその可能性のある物
 - エ 銃刀法、薬物法等法律により所持が禁止されている物
 - オ 動物・植物等の生物、湿気を発する又はその可能性がある物
 - カ その他甲が収納に適さないと判断した物
- (3) 乙は、自ら又は第三者をして、次の行為をしてはならない。
 - ア 物品の収納以外の行為(軽作業、住居・事務所利用等)
 - イ ネジ・釘・フック等の設置
 - ウ 物品の搬出入以外の目的での車両の駐車
 - エ 騒音を発する等近隣住民及び他の利用者に迷惑、不快をあたえる行為
 - オ 喫煙、飲食および火気の使用

第8条(損害金)

乙は、第3条の賃料その他本契約に基づく債務の支払を遅延したときは、支払を遅延した金額に、同金額に対する年14.6パーセントの割合による遅延損害金を加えて支払わなければならない。

第9条(損害賠償責任)

- 1 乙は、乙の故意又は過失により、本件レンタル収納スペース又はその付属設備を滅失又は毀損した場合その他甲に損害を与えた場合には、甲に対し、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、乙の故意又は過失により第三者に損害を与えた場合には、これによる一切の責任を負担しなければならない。
- 3 第1項及び前項の適用にあたっては、乙の役員、使用人、代理人、請負人等の故意又は過失により生じた損害は、乙の故意又は過失により生じた損害とみなす。

第10条(当然終了)

天災地変、火災等により本件レンタル収納スペースが滅失又は毀損する等により本契約の目的を達することが不可能となった場合には、本契約は当然に終了する。

第11条(任意解約)

- 1 甲は本契約期間中といえども乙に対し解約の1ヶ月前に事前に通知する事により本契約を解約することができる。
- 2 乙は本契約期間中といえども甲に対し解約の1ヶ月前に事前に通知する事により、本契約を解約することができる。

第12条(解除)

- 1 乙が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、甲は、催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 第6条に違反した時
 - (2) 第7条(1)に違反した時
 - (3) 甲が次項に定める催告をし乙が相当期間内に義務を履行した場合で、乙が本契約に定める義務に再度違反した時
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の倒産手続の申立があった場合
 - (5) 乙の財産に対して差押、仮差押もしくは滞納処分がなされた場合
- 2 前項に定めるほか、乙が本契約に定める義務に違反した場合、甲は、相当な期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず 同期間内に当該義務が履行されない場合には本契約を解除することができる。

第13条(原状回復)

期間満了、当然終了、解約、解除その他の理由によって本契約が終了した場合、乙は、甲に対し、本件レンタル収納スペースを引渡時の原状に復して返還しなければならない。

第14条(管轄裁判所)

本契約に関して紛争が生じた場合、長崎地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条(協議)

甲及び乙は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合、民法その他の法令及び公正なる慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
本契約の成立を証するため、本契約書を作成し、甲乙が記名押印する。



平成 年 月 日

甲(賃貸人) 住所 長崎市西海町1776-399
氏名 掃除屋クリーンカンパニー
代表 川口 梓

印



乙(賃借人) 住所
氏名

印

誓約書

- 1 レンタル収納おしいれまーとより預かったカギは複製いたしません。また責任を持って管理いたします。
- 2 レンタル収納おしいれまーと入り口の暗証番号は関係者以外には決して教えません。
また契約解除後はレンタル収納おしいれまーとには入場いたしません。
- 3 レンタル収納おしいれまーと利用時以外には施設駐車場は利用いたしません。
- 4 毎月 月末までに 翌月分の利用料を支払います。
- 5 収納庫内には ネジ・釘・フック等 設置は致しません。

以上のことに同意し、ここにサインをいたします



年

月

日



レンタル収納スペース 申込書

★

ご記入日

年 月 日

★

ご希望の収納庫タイプ

■契約内容の表示

※ ↑A～Nでご記入下さい。

店舗所在地	長崎県長崎市石神町12-28 マルワビル1F				
店舗名	レンタル収納おしいれまーと 本原店				
契約種別	新規 / 追加 / 変更 / その他()				
態様	来店 / 郵送 / 紹介 / その他()				

契約スペース	通常月額料金(税込)	割引料金	利用開始日	契約終了日	貸出鍵	延滞金
No.	¥		年 月 日	年 月 日	本	
No.	¥		年 月 日	年 月 日	本	
No.	¥		年 月 日	年 月 日	本	
料金合計	¥ (税込)		お支払い方法		毎月振込/ 契約時一括/ その他()	

■初期費用の表示

①	開始月 日割料金 年 月分	《内訳》 日間×@¥	¥
②	月額料金	《内訳》 年 月分	¥
③	鍵	追加 / 交換 / その他()	¥ (税込)
④	割引	()	¥ (税込)
⑤	その他	()	▲ ¥
【合計金額】			¥ (税込)
清算方法 解約時払戻金			当日領収 / 事前振込み / 後日振込 有/無 ¥

■賃貸人 賃借人の表示

★

賃借人

乙

お名前

フリガナ

印

□男 □女

□大 □昭 □平

年 月 日

固定電話

— —

携帯電話

— —

ご住所

フリガナ

〒 —

お勤め先

名称

フリガナ

〒 —

お電話

内線

メールアドレス

@

★

緊急連絡先

お名前

フリガナ

続柄

□男 □女

□大 □昭 □平

年 月 日

固定電話

— —

携帯電話

— —

ご住所

フリガナ

〒 —

特記事項

振込手数料はお客様のご負担となります

賃貸人 掃除屋クリーンカンパニー 代表 川口梓
所在地 〒851-3101 長崎県長崎市西海町1776-399
連絡先 TEL:095-884-0462 FAX:095-801-5755
【振込先】 親和銀行 時津支店 普通3118554
カワグチ アズサ

※ 毎月のお振込みは必ず賃借人(乙)の名義でお願いいたします。

★ マーク部分のご記入 ご捺印をお願いいたします。記入漏れがありますと契約完了までお時間がかかってしまうのでご注意ください

レンタル収納おしいれまーとアンケートのご協力をお願い致します

① 年齢 性別 ご職業をお教えてください。○で囲んでください。

(10代～20代) (30代～40代) (50代～60代) (70代以上)

(男性 ・ 女性)

(学生) (会社員) (自営業) (主婦) (パート・アルバイト) (無職) (他)

② レンタル収納おしいれまーと に ご見学・またはご契約いただいた理由をおきかせください(複数可)

(近所だから) (収納が足りなくなってきたから) (他と比べるため)

(興味があったから) 他()

③ 収納庫には どのようなものを収納されるご予定ですか？

()

④ どれくらいの期間ご利用予定ですか？

(1～3ヶ月) (4～12ヶ月) (1年以上) (未定)

⑤ レンタル収納おしいれまーとを知るに至ったきっかけを教えてください

(通りがかり) (インターネット) (知り合いから聞いた) (ちらし)

他()

⑥ どのような事を重視されましたか？(複数可)

(家から近い) (料金) (駐車場の有無) (希望の収納庫のサイズがあるか)

(防犯性) (知名度) (利便性) (見た目) 他()

⑦ なにかお気づきの点、ご希望などございましたら お教えてください

()

レンタル収納 おしいれまーと

ご協力
ありがとう
ございました

